

番 号 : 150660

国 名 : イラン

担当部署 : 中東・欧州部中東第二課

案件名 : 都市開発・運輸交通に係る情報収集・確認調査 (全国運輸計画)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 全国運輸計画

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2015年10月上旬から2016年6月上旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.70M/M、現地 1.83M/M、合計 1.53M/M

(3) 業務日数 :

国内準備期間 : 5日 第1次現地派遣期間 : 30日 第1次国内作業期間 : 3日

第2次現地派遣期間 : 15日 第2次国内作業期間 : 3日 第3次現地派遣期間 : 10日

帰国後整理期間 : 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 9月9日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出
期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易
プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>
「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入に
ついて」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。な
お、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しか
ねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

① 業務実施の基本方針 16点

② 業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等 :

① 類似業務の経験 46点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③ 語学力 16点

④ その他学位、資格等 10点

(計100点)

類似業務	全国運輸計画に係る各種調査
対象国/類似地域	イラン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

イランは大気汚染のランキング(世界保健機関、2014年)で12位にランクインする等、深刻な大気汚染問題を抱える国の一つとされている。また、イランにおける大気汚染の発生源の8割以上は移動発生源と言われている。

この状況を改善するため、イラン政府は、第5次5カ年開発計画(2010～2015年)において大気汚染の改善を優先課題と位置付けるとともに、「第二次テヘラン大気汚染低減アクションプラン(2013年)」では、公共交通の普及を大気汚染低減のための手段のひとつとして掲げている。これを受け、テヘラン及びテヘラン以外の主要都市(マシュハド、エスファハーン等)では、地下鉄やバス専用レーンの設置等、大気汚染低減に寄与する公共交通の計画・整備がすすめられている。その他、イラン政府は日伊首脳会談で要請を行う等、公共交通整備を通じた大気汚染低減に向けて積極的な働きかけを行っている。

これまで JICA はイランに対し、「大テヘラン圏大気汚染総合対策計画」(1994～1997年)、「大テヘラン圏大気汚染管理強化及び改善調査」(2002～2004年)等、大気汚染対策にかかるマスタープランの策定や関係組織の能力強化に対する協力を実施している。

本調査は、かかる背景を踏まえ、大気汚染低減に寄与する、公共交通整備を含めた都市開発セクター、及び都市間運輸・交通セクターにおける基礎的な情報収集・分析、今後の支援策の検討を目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、イラン全国における運輸交通計画分野(軌道系輸送機関、道路輸送、航空分野)に係る情報収集、課題分析、及び事業化の可能性があるものを含む解決策提案のために必要となる以下の調査を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2015年10月上旬～中旬)

- 1) 担当分野にかかる関連既存資料・情報のレビューを行う。
- 2) 担当分野にかかる現地調査項目を整理する。
- 3) 他業務従事者と協力の上、関係機関に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- 4) 他業務従事者と協力の上、現地調査における対処方針(案)、及び現地説明資料(案)を作成する。
- 5) 対処方針会議等に参加する。
- 6) 他業務従事者と協力の上、調査報告書(案)の目次構成および分担を整理する。

(2) 第1次現地派遣期間(2015年10月下旬～11月下旬)

- 1) イラン側関係機関に対し、全国運輸交通分野における日本の計画策定手法、課題に対するアプローチ方法等及びその事例(JICA 事業等)を、発表し、先方実施機関と意見交換を行う。
- 2) 事前に JICA イラン事務所を通じてプロジェクト関係者に配布した質問票を回収・担当分野について整理するとともに、以下について必要な追加情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ① 上位計画(国家開発計画、国土基本計画等)、政策、法令、開発計画
上位計画、政策、法令、開発計画を確認する。
 - ② 進行中・計画中のプロジェクト
全国運輸交通分野(軌道系輸送機関、道路輸送、航空分野)においてイラン関係機関及び各ドナーにより実施されている進行中・計画中のプロジェクトを確認する特に、テヘラン・マシュハド・エスファハーンの各都市圏間におけるプロジェクトについては、重点的に確認を行う。
 - ③ 全国運輸交通分野にかかる行政レビュー
 - a) 関連機関・組織
関連機関・組織(全国運輸交通インフラ、サービス含む)の所掌・権限・関係を整理する。また、関連機関・組織の実施能力の現状(業務計画、組織体制・人員、財源・財務・予算執行状況、保有施設、運営・維持管理体制、定時性、安全性、収益性の観点からの問題点等)の基礎情報を収集する。
 - b) 政策、法制度、開発計画
関連機関・組織の政策、各種基準等を含む法制度を含む各種計画の有無及び内

容を確認する。主な項目は下記のとおり。

- ・ 公共交通
- ・ 道路
- ・ 交通管制・規制
- ・ 交通安全・道路安全

④ 全国運輸交通分野にかかる現況把握

全国運輸交通にかかる鉄道整備区間（都市間）における人流・物流にかかる交通量や関連インフラの既存情報（データ、報告書等）、ヒアリング、簡易な現地踏査による情報収集、分析、及び全国の概況把握を行う。

3) 現状の課題分析

収集した基礎情報を分析・整理し、全国運輸交通分野における現在の計画、状況及び課題について取りまとめる。

(3) 第1次国内作業期間(2015年12月中旬)

- 1) 第1次現地業務結果について、担当分野の基礎情報収集・確認調査報告書(案)(和文)を取りまとめる。
- 2) 第2次現地業務時に確認する事項について整理の上、JICAに報告する。

(4) 第2次現地派遣期間(2016年1月中旬～1月下旬)

- 1) 第1次国内作業期間中に生じた追加の情報収集を行う。
- 2) 他業務従事者と協力の上、将来予測に関連する既存情報の収集を行い、レビューを行うとともに、担当分野において将来起こりうる課題を整理・分析する。
- 3) 協力案の検討
全国運輸交通分野にかかる今後の協力案を検討する。

(5) 第2次国内作業期間(2016年2月下旬)

- 1) 第1次及び第2次現地業務結果について担当分野の基礎情報収集・確認調査報告書(案)(和文及び英文による要約版)としてとりまとめ、JICAに報告する。英文による要約版は現状及び課題分析の部分のみとする。
- 2) JICAのコメントを反映した担当分野の基礎情報収集・確認調査報告書(案)(英文による要約版)を、JICAと協議の上、第3次現地派遣期間前にイラン側関係機関に送付し、情報収集内容に関する確認を依頼する。なお、報告書(案)の送付先(イラン側関係機関)は別途JICAから指示する。

(6) 第3次現地派遣期間(2016年4月下旬)

- 1) 第2次国内作業中に送付した担当分野の基礎情報収集・確認調査報告書(案)(英文による要約版)についてイラン側関係機関に説明を行い、イラン側の認識と齟齬がないかを確認する。
- 2) イラン側関係機関への確認結果を踏まえ、担当分野の基礎情報収集・確認調査報告書(案)(英文による要約版)を必要に応じて修正する。

(7) 帰国後整理期間(2016年5月中旬)

- 1) イラン側関係機関への確認結果を踏まえ、担当分野の基礎情報収集・確認調査報告書(案)(和文)を必要に応じて修正する。
- 2) 今後の協力の方向性についてのJICAとの協議に参加する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野の基礎情報収集・確認調査報告書(案)(和文及び英文による要約版)
電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まず（見積を計上してください。）。
航空経路は、成田⇒ドバイ（又はドーハ）⇒テヘラン⇒ドバイ（又はドーハ）⇒成田を標準とします。

(2) 一般管理費

以下の一般業務費を契約国含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費用及び金額をそのまま一般業務費として計上してください。

- 1) 車両関連費：8,500×55日=467,500円（車両借上分）
- 2) 特殊傭人費：8,800×55日=484,000円（通訳傭上分）

10. 特記事項

(1) JICA イラン事務所との協力体制

現地派遣期間中は、調査の進め方や進捗について随時 JICA イラン事務所に報告する。

(2) 調査対象都市

現時点ではテヘラン、マシュハド、エスファハーンを想定している。先方政府との協議等を通じて、第1次現地派遣期間終了時までに対象都市が追加される場合は、追加業務として変更契約を行うことも想定される。

(3) 議事録

現地調査時に実施された面談については、議事録を作成しJICAに提出すること。様式は別途指示する。他のコンサルタント団員と同時に出席した面談の場合は、JICAと協議の上いずれかの団員が取りまとめて作成するものとする。

(4) 意見交換会の開催

第1回現地派遣期間に、都市交通分野における日本の計画策定手法、課題に対するアプローチ方法、及びその実例（JICA事業等）の発表、及び先方との意見交換会を開催するものとする。なお、本意見交換会は先方実施機関内の会議室を使用することを想定している。

(5) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2015年10月下旬～12月上旬（第1次）及び2016年1月中旬～2月中旬（第2次）、2016年4月下旬（第3次）を予定している。

本業務従事者が単独ないし他のコンサルタント団員のみで現地調査を行うケースもある。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。またJICA職員の現段階での渡航日程を括弧書きで記している。

- ア) 総括：JICA職員（2015年10月下旬～11月上旬、2016年4月中旬）
- イ) 副総括：JICA職員（2015年10月下旬～11月上旬、2016年4月中旬）
- ウ) 協力企画：JICA職員（2015年10月下旬～11月上旬、2016年4月中旬）
- エ) 都市交通計画：コンサルタント団員
- オ) 都市計画：コンサルタント団員
- カ) 全国運輸計画：コンサルタント団員

3) 便宜供与内容

当機構イラン事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港送迎
あり。
- イ) 宿舍手配
なし。但し宿舍の情報はJICAが提供する。

- ウ) 車両借上げ
なし。第1回現地調査時の予約のみJICAが行う。
- エ) 現地日程のアレンジ
第1回現地調査時のみ機構がアレンジする。
- オ) 執務スペースの提供
なし。

(6) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されている。

- ・大テヘラン圏大気汚染管理強化及び改善調査

また、テヘラン、マシュハド、エスファハーンの各都市の公共交通計画、及び2015年5月に実施した招聘関連の資料を当機構にて保有しており、配布を希望される方は担当（中東・欧州部中東第二課 水谷：03-5226-6874）までご連絡願います。

(7) その他

- ①業務実施契約(単独型)は、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ②先方関係機関との面談設定に必要なため、契約交渉時、英文履歴書の提出することとする。
- ③イラン国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAイラン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。
- ④イランは公用旅券での渡航となるため、契約締結後、早急に公用旅券発給手続きを行う必要がある（参考：
http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pg00000x9ife-att/abr_of_ficial_passport.pdf）。
- ⑤不正腐敗の防止
本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上